

京都ジョブパーク事業
京都企業・求職者マッチング推進業務仕様書

1 趣旨

総合就業支援拠点「京都ジョブパーク」の基本方針等に基づき、求職者等に対して京都の中小企業の魅力を伝えるマッチングイベントの開催や京都ジョブパークの事業等の広報を通じ、京都ジョブパークに未登録の求職者等への利用拡大及び京都府内の中小企業の人材確保を図る。

2 委託業務名

京都ジョブパーク事業 京都企業・求職者マッチング推進業務

3 業務内容

上記1の趣旨を実現するため、京都ジョブパークの他コーナー及び中小企業を支える経営支援団体、市町村及び京都府内ハローワークと密接に連携して、京都府と協議の上、以下の事項の業務を行うこと。

なお、業務運営に当たっては、京都ジョブパーク総括業務取扱要領に則るとともに、常に業務の内容を検証し、必要な改善を図ること。

また、同要領に課題がある場合には、随時、京都府に改善提案を行うこと。

加えて、当事業の業務についても業務品質の向上を図るため、京都ジョブパークセンター長の承認を得て、当事業の業務単位でも業務要領を定めるとともに、業務運営上の課題がある場合には、京都ジョブパークセンター長の承認を得て随時改定を行うこと。当該業務要領を定めるまでの間は、従前当業務で定めていた業務要領に則って業務を行うこと。

さらに、業務の実施に当たっては、コロナウイルス感染症拡大防止に万全の対策を講じること。

(1) 合同企業説明会の開催

ア 開催内容

以下の合同企業説明会を開催すること。

(ア) 京都ジョブ博（学生向け）

2022年新卒学生等の積極採用を希望し、働きやすい職場づくりに取り組む京都企業が出展する50社～100社規模の合同企業説明会

a 開催時期（予定）

令和3年6月下旬

b 会場（予定）

バーチャル会場又は京都経済センター

(イ) 京都ジョブ博（一般求職者向け）

一般求職者の積極採用を希望し、働きやすい職場づくりに取り組む京都企業が出展する 50 社～100 社規模の合同企業説明会

a 開催時期（予定）

令和 3 年 10 月下旬

b 会場（予定）

国立京都国際会館又は京都経済センター

(ウ) 子育てジョブ博（学生向け）

2022 年新卒学生等の積極採用を希望し、子育てしながら働きやすい職場づくりに先進的に取り組む京都企業が出展する 15 社～25 社規模の合同企業説明会

a 開催時期（予定）

令和 3 年 6 月初旬

b 会場（予定）

京都経済センター

(エ) 子育てジョブ博（子育て世代向け）

2022 年新卒学生等の積極採用を希望し、子育てしながら働きやすい職場づくりに先進的に取り組む京都企業が出展する 15 社～25 社規模の合同企業説明会

a 開催時期（予定）

令和 4 年 3 月初旬

b 会場（予定）

京都経済センター

(オ) 高齢者ジョブ博

高齢者（概ね 55 歳以上の方。以下同じ。）の積極採用を希望する京都企業が出展する 15 社～30 社規模の合同企業説明会

a 開催時期（予定）

令和 3 年 10 月下旬

b 会場（予定）

京都経済センター

(カ) 未内定者向け合同企業説明会

大学及び高校等の卒業年次生の内、未内定者の積極採用を希望する京都企業が出展する 30 社～50 社規模の合同企業説明会

a 開催時期（予定）

令和 4 年 1 月中旬

b 会場（予定）

京都経済センター

イ 開催にあたっての業務内容及び留意事項

上記（１）のアに係る事業について、京都府と協議の上、以下の内容を実施すること。

(ア) 事業内容の企画提案・調整

スケジュール、会場レイアウト、コンテンツなど事業内容の企画提案及び調整を実施すること。

(イ) 出展企業の募集・事前説明会の実施

a 京都府内の中小企業への周知

京都府内の中小企業への周知について、必要となる資料の作成やWEBサイトでの告知を実施すること。

なお、京都府内の中小企業への個別の案内は、主として、別に委託する「京都府中小企業人材確保推進業務（以下「人確業務」という。）」で実施する。

b 受付、提出書類の確認、指導及び問い合わせ対応

申込の受付及び京都府が別途定める出展要件に係る参加申込企業からの提出書類の確認、記載内容などの指導及び問い合わせの対応（求職者からの問い合わせも含む。）を行うこと。

また、必要に応じ、管轄ハローワークなどとの調整を行うこと。

c 出展企業向け事前説明会の開催

出展企業向け事前説明会を開催すること。

なお、必ず出展企業全社が参加するよう促すこと。

(ウ) 広報の企画及び実施

出展企業の高い満足度及び多くの求職者の集客を図ることのできる効果的な広報を提案し京都府と協議の上、実施すること。

(エ) 当日の運営

滞りなく運営できるように、会場の準備や必要な人員の配置などを実施すること。

また、出展企業及び来場者へのアンケート調査を必ず実施すること。

(オ) 効果の分析

開催後、速やかにアンケート集計などを実施し、結果報告を行うこと。

人確業務の実施する出展企業に対する人材確保状況調査の結果を活用し、効果の分析を実施すること。

(２) 京都ジョブパークの広報業務に関すること

京都ジョブパーク及び当該実施事業を広く周知し、利用の促進を図るとともに、各事業の参加希望者を確保するため、京都府と協議の上、以下の事業を実施すること。

また、京都ジョブパークのメインビジュアルの使用料の負担すること。

ア 京都ジョブパークの利用者拡大を図る総合的な広報企画の提案及び実施

イ 京都ジョブパークの事業パンフレットの作成（概ね5種～10種程度）

(3) 会議の出席

事業責任者又は副事業責任者は京都ジョブパーク事業会議等に参画するとともに、会議に必要な資料について、京都府の指示のもと、作成すること。

4 人員配置体制

本業務の実施にあたり、以下のとおり、業務の実施に必要な人員を配置すること。

なお、以下の人員は、他の業務と併任することも可能とするが、常に京都府と連絡可能な体制を整えること。

また、業務遂行に課題があると京都府が認める場合は、直ちに増員を行うなど、必要な対応を実施すること。

人員	主な役割	必要な資格・経験等
(1)事業責任者	・当事業の企画・進捗管理 ・合同企業説明会の事務局総括 ・京都府及び他コーナーとの調整	・類似業務の事業責任者の経験が概ね3年以上あること
(2)副事業責任者	・事業責任者の業務補佐 ・合同企業説明会の事務局運営	
(3)事業推進員	・合同企業説明会の事務局運営	

5 運営管理・実施報告等

(1) 目標数

京都ジョブパーク全体の業務運営に係る本業務の最重要目標として、以下の項目を管理すること。

ア 合同企業説明会のイベントへの参加登録者数

1,000人

イ アのうちジョブパーク新規登録者数

500名

(2) 管理項目

上記目標数のほか、業務の進捗状況を管理する重要な指標として、以下の項目を管理すること。

ア 合同企業説明会の出展企業に対するCS調査の平均点（10点満点）

8.5点

(3) 報告

上記5の(1)及び(2)の実績については、月報により京都府へ報告を行い、

京都府の評価・指示等の下、円滑な業務の推進に努めること。

加えて、合同企業説明会等のイベントの実施予定がある場合については、事前に企画概要を京都府へ報告するとともに、進捗状況や結果等について、速やかに報告を行うこと。

その他報告すべき内容について、京都府が指示する別途様式で進捗状況を報告すること。

(4) 進捗状況の確認等

月報により京都府へ報告する際には、常に上の(1)及び(2)の数値と比較した上で、進捗管理を行うこと。

なお、報告内容が、5の目標数等を下回る場合、その他、現行業務に課題がある又は起こりうると予想される場合には、その要因を分析するとともに、京都府と協議の上、積極的に改善に取り組むこと。

6 個人情報の保護

京都ジョブパークの運営業務を通じて取得した個人情報については、京都府個人情報保護条例（平成8年京都府条例第1号）及び京都ジョブパーク諸規程その他関係法令に基づき、適正に管理し、取り扱うこと。

7 委託対象経費

(1) 委託業務に従事する者の人件費

- ア 賃金
- イ 通勤手当
- ウ 社会保険料等

(2) 委託業務に要する事業費

- ア 講師謝金
- イ 旅費
- ウ 消耗品費
- エ 印刷製本費
- オ 燃料費
- カ 会議費
- キ 通信運搬費
- ク 広告費
- ケ 手数料
- コ 保険料
- サ 賃借料
- シ 会場使用料
- ス 京都府と協議して認められた経費

8 業務完了報告

本業務が完了したときは、直ちに以下の事項を記載した業務完了報告書を京都府に提出すること。

- (1) 本業務の実施結果
- (2) 本業務に要した経費内訳

9 財産権の取扱い

委託事業により生じた特許権等の知的財産権は、委託元である京都府に属するものとする。

10 業務上の留意事項

本事業により事業収入が発生した場合、京都府と受託事業者は協議の上、必要な場合は委託料を変更するものとする。

11 その他

- (1) 京都府事業の受託であることを理解し、法令を遵守し適正に業務を執行するとともに、京都ジョブパークが定める諸規程、理念及び行動指針を遵守すること。
- (2) 以下の項目に該当し京都府の指導にもかかわらず受託事業者の積極的な改善が図られなかったものと京都府が判断した場合には、委託料の10分の1を上限として、変更契約を締結の上、委託料を減額することがある。
 - ア 目標数が未達成
 - イ 企画提案内容の内、評価に関する部分で不履行が発生
- (3) 上記の5の目標値については、京都府が本業務遂行上必要として設定した数値であることから、受託事業者が本設定以上の提案を行った場合には、協議の上で、該当提案値に変更することがある。
- (4) 京都府と協議の上で実施内容を決定する上記3の(1)イ(ウ)及び(2)に係る業務については、20,226千円以上の事業費（当該委託事業者の人件費を除く。以下同じ。）で企画・実施することとし、事業費が20,226千円（事業収入が生じた場合は、その金額を加算した額とする。）の範囲内においては、京都府の求めに応じ、企画内容を変更すること。
- (5) 上記3の(1)イ(ウ)及び(2)に係る業務については、京都府と協議の上、再委託することができる。

(6) その他、契約書及び事業仕様書に定めのない事項や細部の業務内容については、京都府が受託事業者と協議して決定するものとする。